

別居・単身赴任手当

| 組 合 名 | 内 容 |
|-------|---|
| 朝 日 | <p>①単身赴任手当 全期間 35,000 赴任後、家族の教育その他やむを得ない事由で主なる扶養家族を原任地に帰した場合も支給。また地方勤務期間中に限り、勤務経験のない地域に家族を移住させた場合も単身赴任手当の支給対象となる。通勤圏内であれば原任地と認定。配偶者手当の対象とならない原任地に残して単身赴任する場合も、単身赴任手当が支給され、留守宅用の新聞配達依頼書も交付される。</p> <p>なお、以下の条件にすべて該当し、発令を機に父母と別居する場合、個別審査を経て会社が認めれば、独身であっても単身赴任手当が支給される。</p> <p>(1)単身で発令日より遡って父母と1年以上同居している。</p> <p>(2)父母が家族手当の受給対象である。</p> <p>(3)父母が要介護状態にある(介護保険制度の要介護認定で「要介護 2」以上を原則として個別に判断)</p> <p>②単身赴任者帰宅旅費手当 1回分の往復交通費実費の1.5倍を給与の一部として支給 扶養手当を支給されていない家族との別居の場合は、配偶者や子との別居に限って対象となる。</p> |
| 毎 日 | <p>単身赴任手当 3年間 50,000 以降5年までは月額 35,000 円 支局長、通信部長にも支給</p> |
| 読 売 | <p>①単身赴任手当 35,000(社宅など半額) ②毎月1回、日帰り出張を認め、旅費を支給する。</p> <p>※転勤後、家族を原任地に移し、単身となった場合にも、支給条件を満たしていれば支給する。原任地とは、前任地を始め過去に勤務したことのある場所で、かつ生活の根拠があると会社が判断したところを指す。扶養家族でない父母でも同居していれば支給の対象とする。転勤後、病気の父母扶養のため、配偶者が親元に転居した場合も含む。なお、赴任先と原任地との間で通勤可能な場合は、単身赴任とは認めない。</p> |
| 大阪読売 | <p>単身赴任手当 月額 35,000 やむを得ない理由(①子供の教育②扶養家族の病気③扶養家族である父母の扶養)により配偶者と別居して単身赴任する者に支給されるが、転勤後、家族を原任地に移し、単身となった場合にも、条件を満たしていれば支給する。 (社宅・住宅費補助を受けている住宅に居住する場合は半額支給)</p> |
| 日 経 | <p>①単身赴任手当 期間中 月額 30,000 ②単身赴任帰宅旅費支給回数 年 12 回</p> |
| 共 同 | <p>別居手当 55,000 (社宅 50,000) イ)妻に収入のある場合は、社宅扱い ロ)家族との一部別居は特認の場合 30,000 ハ)別居に伴う通学子女補助(受験中を含む) 中学生以上 30,000</p> |

| 組 合 名 | 内 容 |
|--------|---|
| 時 事 | ① 単身赴任手当 3年間 一部別居を含め共稼ぎは 50% 一般 54,000 支局長 57,000 支社長 60,000 ② 単身赴任住宅手当は転勤住宅費補助の⑤を参照 ③ 赴任手当支給に伴う税負担の補助制度 課税対象額が 40 万円以上50万円未満 10,000 円 50 万円以上 20,000 円 |
| 日刊工業 | 単身赴任手当(1 カ月以上の場合) 一律 30,000 円と新旧任地間往復交通費(月 1 回、新幹線・特急含む) |
| 東京(中日) | 単身赴任手当 38,000 子女別居手当(高校生のみ前任地に残す場合、卒業または転任地に転校まで) 20,000 (注)次の場合は除く イ)40キロ以内で通学可能 ロ)社会通念上可能で自己都合で転校させぬもの ハ)そのほか、社が不相当と判断したもの |
| 道新 | 単身補給金 ・単身補給金 A 月額 35,000 円 前任地に中学校、高等学校在学中の子、および介護等を要するものを含む家族を残して単身で赴任した場合。 ・単身補給金 B 月額 25,000 円(1 人につき) 単身赴任者以外で、前任地に高等学校修了までの子、及び介護等を要する家族を残して赴任した場合 帰省補給金 道内 月額 2,000～28,000 円 道外(東京) 月額 往復割引航空券+1,500 円 道外(大阪) 月額 " +2,500 円 東京-大阪 月額 新幹線運賃 |
| 西日本 | 社が認めた場合のみ 単身赴任補助 24,000 ※ 本社への転勤者についても、両親の病気、高校、大学への進学期の子女の教育上の理由で、同伴がどうしても困難な場合、本人の申請により単身赴任手当を支給する。 |
| 十勝毎日 | 単身手当 60,000 |
| 東奥 | 別居手当 県内 6,500 県外 13,000 |

| 組 合 名 | 内 容 | | | | | | | | | |
|----------|---|------------|----|----|-----|------------|------------|----------|------------|------------|
| 岩手 | <p>単身赴任手当 やむを得ず、配偶者と別居して赴任せざるを得ないと会社が認めた場合に、年2回支給する(3月、9月) イ 東京・大阪支社 1回 60,000円 ロ 県内・仙台・八戸支社 1回 30,000円</p> <p>帰省手当 東京・大阪両支社勤務者に年に2回(6月、12月)支給する。ただし、単身赴任者が支給月の6・12月に帰省したとしても、両月に帰省した分は月1お帰り手当の対象としない</p> <table border="1" data-bbox="412 537 1219 633"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京</th> <th>大阪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独身者</td> <td>1回 17,500円</td> <td>1回 26,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者を有する者</td> <td>1回 35,000円</td> <td>1回 52,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>月1お帰り手当 単身赴任者が公共交通機関を利用して帰省した場合、往復の交通費を支給する。自家用車で帰省した場合は交通費相当額を支給する。配偶者が任地を訪れた場合も同様とする。支給は月1回とし、翌月5日までに申請する。虚偽申請により、不当な利益を得た場合は、費用の返還を求めるとともに、就業規則に基づいて懲戒する。帰省手当の支給月(6月、12月)に帰省した分は支給しない。</p> | | 東京 | 大阪 | 独身者 | 1回 17,500円 | 1回 26,000円 | 配偶者を有する者 | 1回 35,000円 | 1回 52,000円 |
| | 東京 | 大阪 | | | | | | | | |
| 独身者 | 1回 17,500円 | 1回 26,000円 | | | | | | | | |
| 配偶者を有する者 | 1回 35,000円 | 1回 52,000円 | | | | | | | | |
| 秋田魁 | <p>単身赴任手当 県内 世帯主 30,000 独身 15,000 県外 " 50,000 " 30,000</p> | | | | | | | | | |
| 河北 | <p>転勤者手当年2回ずつ 手当A 72,000 手当B 102,000 A、Bの重複支給はしない。期間途中転勤者には月割りで支給。手当B受給者は下記項目の一つ以上に該当するとして申請、会社が承認したもの。 イ)中高校在学中の子弟を含む家族を残し、単身赴任の場合 ロ)同居の高齢または病気の家族を残して赴任した場合 ハ)高校在学中の子弟のみ残して赴任した場合</p> | | | | | | | | | |
| 山形 | <p>単身赴任手当 月額 13,000</p> | | | | | | | | | |
| 報知 | <p>単身赴任手当 1年間 基準内の20%</p> | | | | | | | | | |
| スポニチ | <p>単身赴任手当 50,000 36カ月原則</p> | | | | | | | | | |
| 東日印刷 | <p>前橋単身赴任 配 12,000 独身 6,000</p> | | | | | | | | | |
| 日刊スポーツ | <p>※[地域手当]欄の駐在手当を参照</p> | | | | | | | | | |

| 組 合 名 | 内 容 |
|---------|--|
| 新聞協会 | 単身赴任手当 大阪駐在 27,500 湯河原単身赴任 27,500 |
| 化学工業 | ① 単身赴任手当 局長・局次長 65,000 部長 60,000 課長 55,000 主任 50,000 一般 45,000 ② 単身赴任者の住宅費補助は、転勤住宅費補助参照 |
| 日経メディア | 単身赴任手当 15,000 |
| 全下野 | 単身赴任 45,000 地域手当と転勤住宅補助は独身扱い |
| 上毛 | 単身赴任 家賃補助 10,000 |
| 新潟 | 別居手当 31,000 |
| 長野 | 赴任手当(5年間) 単身赴任 45,000 家族同伴 40,000 独身 35,000 赴任支度金 家族同伴 100,000 単身・独身 50,000 |
| 信濃毎日 | 単身赴任手当 22,000 |
| 福井 | 単身赴任 25,000 |
| 京都 | 単身赴任手当 50,000 本社勤務になっても家族の居住地を基準に厚生(地域)手当を支給 |
| 奈良 | 単身赴任 10,000 |
| 日刊スポ西日本 | 単身赴任 45,000 |

| 組 合 名 | 内 容 |
|--------|---|
| 神戸デイリー | <p>単身赴任手当 (支給基準)</p> <p>① (イ)同居している配偶者、子に、転居できないような病気があったり、介護を受けたりしなければならない事情がある場合。 (ロ)同居か否かにかかわらず、親を介護しなければならない事情があり、周囲に介護できる人がいない場合。あるいは、これに準ずるケースとして本人から所属長を通じて申請があり、会社が認めた場合。</p> <p>② 子女が小学校、中学校、高等学校に在学中で転入が容易でない場合</p> <p>③ 赴任先に家族が同居できる住居が見つからない場合(ただし支給期間は6カ月を限度とする)</p> <p>④ 配偶者が就業しているため転居できない場合 (金額)</p> <p>1. 支給額は月額 30,000 円(④項の場合は 15,000 円)とする。 2. 単身赴任手当の適用者には年間(4月1日～翌年3月 31 日)12 回を限度に帰省のための往復旅費の実費を支給する。 ただし、毎月の定例会議などで赴任地から自宅のある神戸本社に帰る機会が保証されている人は年間 6 回を限度とする。単身赴任者には、別途定める帰省交通費を支給する。</p> |
| 中国 | <p>単身赴任手当 25,000 ※同伴の赴任でも次の場合は支給</p> <p>①中学校、高等学校在学中の子女が家族と別居して前任地に残留する場合 ②同居の扶養家族が病弱で、転居が困難な場合</p> |
| 山陰中央 | <p>単身赴任手当 33,000 (部次長 40,000 部長 45,000)</p> |
| 愛媛 | <p>単身赴任手当 県外 38,000 県内 25,000 単身赴任者の帰省出張 県外 3 回 県内 1 回 ※単身赴任として認める条件は以下のとおり</p> <p>ア)同居の介護を要する病弱な父母、配偶者、子女を残す場合 イ)就業している配偶者を残す場合</p> |
| 全徳島 | <p>単身赴任 10,000 (県内 5,000) 帰省手当 3 支社ともに本人、家族(家族手当受給者) 年 3 回の帰省交通費の実費または船車券、航空券を支給する。</p> |
| 高知 | <p>単身赴任手当 四国 30,000 東京・大阪 37,000</p> |
| 佐賀 | <p>単身赴任手当 東京・大阪 10,000 福岡・県内 6,000</p> |
| 長崎 | <p>単身赴任手当 県内支社、支局 15,000 支度金 100,000 福岡、離島支局 20,000 支度金 120,000 東京、大阪支社 25,000 支度金 150,000</p> |

| 組 合 名 | 内 容 |
|-------|---|
| 宮崎 | <p>単身赴任手当 県内 12,000 県外 19,000</p> <p>①赴任当初の生活環境整備のための配偶者の交通費代や電化製品など新たに購入しなければならない不時の支出に対する補助などの理由から現行規定の運用で同救済措置に限り配偶者と18歳以下の子供についても、〈みなし〉の赴任旅費〈片道交通費+日当+宿泊費〉を支給する。</p> <p>②県外支社の単身赴任者の家族(妻と子供)について、帰省手当の趣旨を準用し、年1回を適用する。</p> <p>③県内支社支局の単身赴任者の家族(妻と子供)について、年3回(年度)本社から赴任地までの往復旅費(JR やバス運賃)を支給する。</p> <p>④単身赴任者の留守家族にも購読券を与える。</p> |
| 南日本 | <p>単身赴任手当</p> <p>県外、種子島、奄美 10,000</p> <p>県内、宮崎 5,000</p> <p>帰省手当</p> <p>東京、大阪、福岡3社および大島、種子島支局に勤務する社員または鹿児島に肉親のいる社員が実際に帰省する場合、年2回家族手当受給者を含めて交通費の実費を支給する。</p> <p>単身赴任者の場合、家族の年2回の帰省手当の他に、本人の年2回の逆帰省手当を認める。</p> |
| 沖縄 | <p>単身赴任手当 本土 40,000 宮古・八重山北部 30,000</p> <p>子女の転校困難なとき 限度2年間</p> <p>本土採用者の本社転勤も準じて扱う</p> |
| 琉球 | <p>単身赴任 36,000</p> |
| 産経 | <p>別居手当 30,000</p> <p>大阪 40,000 東京 50,000 単身赴任期間中</p> <p>単身赴任家賃補助 30,000(この額にみたぬ場合実費)</p> |